

農地制度のあり方について

地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようになるためには、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立が必要である。

このため、地方六団体として「農地制度のあり方について」（平成26年8月）を取りまとめたところであり、「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題として、以下のとおり農地制度のあり方の見直しを図るべきである。

○ 農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みを充実

農地の総量確保の目標については、見込みを上回る耕作放棄地の発生等により現実と乖離しているが、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くした上で設定し、それが責任をもって目標達成のための施策に取り組むこととする。これにより、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保する（マクロ管理の充実）。

○ 農地転用許可制度等（ミクロ管理）の見直し

マクロ管理の充実を前提として、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、大臣許可・協議等に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに総合的なまちづくりに支障をきたしていることから、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲する。

平成26年10月

全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全 国 町 村 議 会 議 長 会

農地制度のあり方について[ポイント]

[地方六団体]

[基本的認識と改革の方向性]

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識
→ 国と地方(都道府県・市町村)が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、市町村が担うべき

[事務・権限の移譲等に関する見直し方針(平成25年12月20日閣議決定)]※関係部分

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目指として、地方分権の観点及び農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
○国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設置。

現行制度の課題

○農地の総量確保目標と現実の乖離

- 農振編入・除外等は概ね見込み通り
一方で、耕作放棄地の発生は見込みを上回る状況

○目標設定プロセスの課題

- 総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論が尽くされなかつた

○総合的な土地利用行政の観点からの課題

- 大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障

※2ha以下…知事許可
2ha超4ha以下…知事許可(要大臣協議)
4ha超…大臣許可

○農地確保に資する施策の必要性等

- 目標の達成に向け、農地の集積・集約化、耕作放棄地対策に取り組む必要
- 条件不利農地等、地域によって農地は多様

見直しの方向性

農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実[国・地方協力による実効性確保]

- 市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定
(国と地方の議論が実質的に機能する枠組みを設置)
(地域の実情により、必要に応じて、都道府県は広域的な調整を実施)
- 地方においては、
 - 新たに市町村計画において確保すべき農用地等の面積目標を明記
(※現行は、面積目標の設定は国・都道府県のみ)
 - 耕作放棄地の発生抑制・再生など施策効果ごとに目標設定
 - 目標管理に係る実行計画の実施状況等について、第三者機関が事後評価

農地転用許可制度等(ミクロ管理)の見直し[市町村主体]

- 個々の農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲
- その際、必要に応じて転用基準の更なる明確化等
- 都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

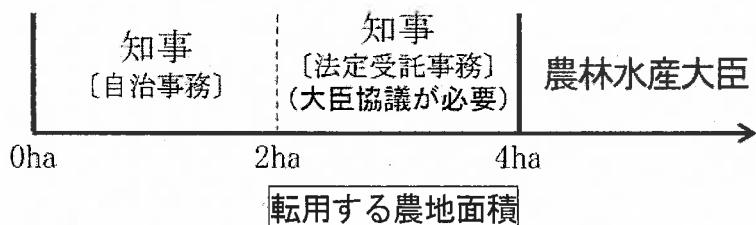
農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- 国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体的な施策を推進

当県における農地転用許可権限の市町村への移譲状況について

H26.11.18 岐阜県農政部

1 農地転用の許可権限



※平成 10 年農地法改正により、2ha 超 4ha 以下の農地転用許可事務が、
国から都道府県へ移譲（当分の間、農林水産大臣に協議）

2 地方自治法の事務処理特例制度を活用した権限の移譲状況

平成 25 年 4 月 1 日現在、2ha 以下の農地転用に関する許可権限等を県内 12 市町へ
移譲済み。

- 岐阜圏域：岐阜市、羽島市、各務原市
- 西濃圏域：大垣市、揖斐川町、大野町、池田町
- 中濃圏域：郡上市、川辺町、白川町
- 東濃圏域：—
- 飛騨圏域：高山市、飛騨市

3 農地転用許可処理件数の推移

(単位：件)

年	22	23	24	25
移譲済み市町※	684	822	876	978
上記以外の市町村	1, 945	2, 018	1, 874	1, 904
計	2, 629	2, 840	2, 750	2, 882

(移譲済み市町数)	8	9	11	12
-----------	---	---	----	----

※H23 年度から委譲：飛騨市

H24 年度から委譲：大垣市、池田町

H25 年度から委譲：大野町